

福岡市公報

令和2年7月16日 第6691号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○指定管理者の公募(第176号).....	1
○指定管理者の公募(第177号).....	3
○指定管理者の公募(第178号).....	6
○指定管理者の公募(第179号).....	9

公 告

福岡市公告第176号

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例(以下「条例」という。)第14条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市NPO・ボランティア交流センター条例施行規則(以下「規則」という。)第15条の規定により次のように公告する。

令和2年7月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市NPO・ボランティア交流センター	福岡市中央区今泉一丁目

2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第5条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 条例第6条第1項に規定する許可の取消しに関する業務
- (4) 条例第7条に規定する利用の制限に関する業務
- (5) 当該公の施設の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

規則第2条に定める開館時間

(2) 休館日

規則第3条各号に定める休館日

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第7条に定める要件によること。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体により構成される共同事業体であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金を滞納しているもの（任意団体にあつては、その代表者）

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

- (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法
- ア 次のとおり交付する。
- (ア) 場所
- 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所(市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課)
電話 092-711-4283
- (イ) 時間
- 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 本市ホームページから下記(2)に掲げる期間中に掲載する所定の応募申請書類等をダウンロードすること。
- (2) 期間
- この公告の日から令和2年8月28日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
- 令和2年8月17日から同月28日まで(上記アの方法による場合にあっては、日曜日及び土曜日を除く。)
- イ 時間
- 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出先
- 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所(市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課)
電話 092-711-4283

福岡市公告第177号

福岡市健康づくりサポートセンター条例(以下「条例」という。)第17条第1項本文の規定に基づき、福岡市健康づくりサポートセンターについて指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則(以下「規則」という。)第22条の規定により次のように公告する。

令和2年7月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目

2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第4条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 条例第5条第1項に規定する利用の制限及び条例第6条に規定する入館の制限に関する業務
- (4) 条例第8条に規定する使用料の徴収に関する業務
- (5) 条例第10条に規定する使用料の減免に関する業務
- (6) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 開館時間等
規則第2条に定める開館時間等
- (2) 休館日等
規則第3条に定める休館日等
- (3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。
- (4) 管理に関し本市が負担する金額の上限
令和3年度 486,108千円（議会の議決により額が変動することがある。）
- (5) 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

- (1) 方法
(2)に掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その効率的な管理運営が図られるものであること。
ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項の規定に該当するもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの（当該施設以外の施設を含む。）

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

- (5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

ア 次のとおり交付する。

(ア) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（保健福祉局健康医療部健康増進課）

電話 092-711-4374

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する所定の募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

この公告の日から令和2年8月31日まで（上記アの方法による場合にあつては、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和2年9月7日から同月11日まで

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（保健福祉局健康医療部健康増進課）

電話 092-711-4374

福岡市公告第178号

福岡市市民リフレッシュ農園条例（以下「条例」という。）第19条第1項本文の規定に基づき、福岡市市民リフレッシュ農園について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市市民リフレッシュ農園条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

令和2年7月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
今津リフレッシュ農園	福岡市西区今津
立花寺緑地リフレッシュ農園	福岡市博多区立花寺

2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 条例第4条の2に規定する行為の制限に関する業務
- 条例第7条に規定する利用の許可（体験農園、売店及びその他の施設に係るものを除く。）に関する業務
- 条例第9条に規定する利用の制限に関する業務
- 条例第10条第1項及び第2項に規定する使用料（体験農園、売店及びその他の施設に係るものを除く。次号において同じ。）の徴収に関する業務
- 条例第12条に規定する使用料の減免に関する業務
- 農園の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間
午前7時から午後7時まで(4月1日から9月30日まで)
午前8時から午後6時まで(10月1日から翌年3月31日まで)
ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。
 - (2) 休園日
条例第4条及び規則第2条第2項に定める休園日。ただし、提案内容により、休園日を変更することがある。
 - (3) 使用料の徴収
条例第10条第1項、第2項及び第3項並びに規則第10条第1項に定める額を徴収すること。
 - (4) 使用料の納入の手続
収納した使用料について、市長が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に、収納日の翌日(同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日)までに納入すること。
 - (5) 使用料の減免の基準及び手続
条例第12条及び規則第13条に定める基準及び手続によること。
 - (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。
 - (7) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第4条の2及び第9条に定める要件によること。
 - (8) 管理に関し本市が負担する金額の上限
今津リフレッシュ農園 令和3年度 45,731千円
立花寺緑地リフレッシュ農園 令和3年度 26,240千円
(議会の議決により額が変動する場合がある。)
 - (9) 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。
- 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法
 - (2)に掲げる基準の適合審査
 - (2) 基準
 - ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。
 - イ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。
 - ウ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。
 - エ 提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる

団体であること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- (2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

- (5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

(2) 期間

令和2年7月16日から同年8月31日午後5時まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和2年8月17日から同月31日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（農林水産局総務農林部農業振興課）

電話 092-711-4852

福岡市公告第179号

福岡市公園条例(以下「条例」という。)第23条の3第1項本文の規定に基づき、花畑園芸公園について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市公園条例施行規則(以下「規則」という。)第19条の規定により次のように公告する。

令和2年7月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
花畑園芸公園	福岡市南区大字桧原及び柏原七丁目

2 指定の予定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第4条第1項に規定する行為の制限及び条例第6条に規定する利用の制限に関する業務
- (2) 条例第8条に規定する利用の承認に関する業務
- (3) 次に掲げる使用料の徴収に関する業務
 - ア 条例第6条の2に規定する使用料(条例第4条第6項の許可を受けた者に係るものを除く。)
 - イ 条例第10条に規定する使用料
- (4) 条例第21条に規定する使用料等(前号に規定する使用料に限る。)の減免に関する業務
- (5) 公園施設(都市公園法第5条第1項の許可に係るものを除く。)の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 利用時間
午前9時から午後5時まで(果実採取園は、午前10時から午後4時まで)
ただし、提案内容により、利用時間を延長することがある。
- (2) 休園日
条例第6条の3及び規則第5条に定める休園日。ただし、提案内容により、休園日を変更することがある。
- (3) 使用料の徴収
条例第6条の2(条例第4条第6項の許可を受けた者に係るものを除く。)、条例第

10条及び規則第7条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休園日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休園日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第21条及び規則第15条に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

福岡市個人情報保護条例第16条において準用する同条例第14条及び第15条に定めるところによること。

(7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第4条及び第6条並びに規則第2条に定める要件によること。

(8) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和3年度 96,258千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(9) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については、指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 施設の設置目的を踏まえた適切な運営ができる団体であること。

イ 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であること。

ウ 施設の効用を十分発揮できる団体であること。

エ 提案内容に見合った無理のない収支計画であり、かつ効率的な管理運営ができる団体であること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市町村税に係る徴収金を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

-
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
- イ 暴力団員が実質的に運営していること。
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 法人等又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するものとして関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法
本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。
- (2) 期間
令和2年7月16日から同年8月31日午後5時まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
令和2年8月17日から同月31日まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- イ 時間
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出先
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所(農林水産局総務農林部農業振興課)
電話 092-711-4852
-

